

豊中市発注契約に係る不当介入対応要領

1. 目的

この要領は、豊中市が発注する契約（以下「契約」という。）の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）が、契約の履行に当たって暴力団員等から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）第10条又は第19条に規定する不当介入を受けたときの対応について定めることを目的とする。

2. 不当介入の内容

豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第10条又は第19条に規定する不当介入は、次に掲げる行為とする。

- (1) 作業員の安全管理関係、資材の保管状況、警備員の交通規制関係等の現場管理上の問題に起因した言いがかり
- (2) 迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等、名目の如何を問わず、不当な金銭の支払いを要求する行為
- (3) 労働者の雇用、下請工事等への参入、特定資材の納入受入れ、物品の購入及び自動販売機の設置等を不当に要求する行為
- (4) 不当な手段又は方法により面談を要求する行為

3. 不当介入の報告

契約を所管する所属長は、受注者等に対し、次に掲げる者から不当介入を受けたときは、速やかに本市に報告するよう指導しなければならない。

- (1) 暴力団員
- (2) 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロその他の暴力的な要求又は法的な責任を超えた不当な要求を行う集団又は個人（前号に掲げる者を除く。）

なお、暴力団員等であるかが不明な場合や要求の内容の一部に正当な部分がある場合など、不当介入に当たるのかどうか判断に迷う場合にあつては、契約を所管する所属長は積極的に総務部契約検査課長に相談するものとする。

4. 報告等の方法（別紙1「不当介入対応フローチャート」参照）

- I 受注者等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに「不当介入報告・届出書（別記様式第1号）」（以下「報告・届出書」という。）により、契約を所管する所属長に報告し、及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者（以下「対策担当者」という。）に届け出るものとする。

ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく口頭による報告を行った場合は、後日、報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

- II Iの報告を受けた契約を所管する所属長は、直ちに受注者等及び管轄警察署の対策担当者と連携し、必要に応じて現場に赴き事実確認するなどして、速やかに対応を図るものとする。また、契約を所管する所属長は、受注者等に対し、不当介入を受けた事案に対する対応の結果について、不当介入事案結果報告書（別記様式第2号）により、契約を所管する所属長及び管轄警察署の対策担当者に報告するよう指導するとともに、その顛末を総務部契約検査課長に報告するものとする。

- III IIの報告を受けた総務部契約検査課長は、大阪府警察本部刑事部捜査第四課暴力団対策室及び管轄警察署と連携して、不当介入に対する対応策などを指導するものとする。

5. 特記仕様書等への記載

契約を所管する所属長は、不当介入事案が発生した場合における受注者等から本市への報告及び受注者等から管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）について、別紙2「特記仕様書等への記載例」を参考に、特記仕様書等に記載するとともに、受注者等に対し、当該報告・届出を徹底するよう指導しなければならない。

6. 関係機関等の緊密な連携確保

契約を所管する所属長は、総務部契約検査課及び管轄警察署との連携を図り、契約への暴力団員等の不当介入の排除及び未然防止に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から実施する。

附 則

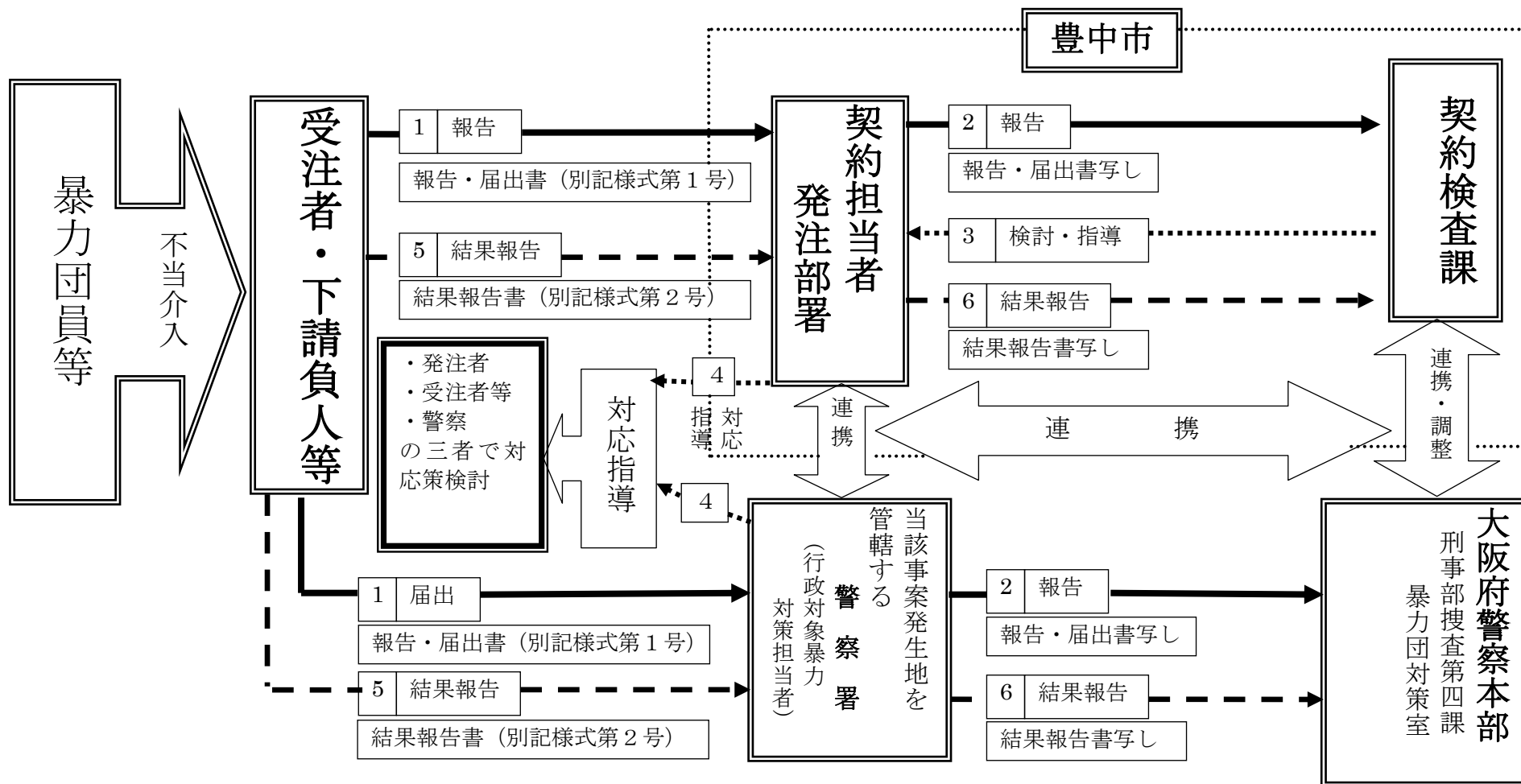
この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から実施する。

不当介入対応フローチャート

受注者等に対して不当介入があった場合



【特記仕様書等の記載例】

(不当介入に対する報告・届出等)

第〇条 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

2 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

3 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

4 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

令和 年 () 月 日

あて

受注者
所在地
業者名
代表者職氏名

印

担当者氏名

電話番号

不当介入報告・届出書

1. 対象

契約の名称	
場所	
工期	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
契約担当課(市)	

2. 不当介入の相手方等

氏名・人数	
住所	
所属団体等	
対応日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分
対応方法	電話・面談(場所) その他()
対応者	職・氏名

3. 不当介入の内容

不当介入の内容・手段等	
一次的対応の内容	
連絡・届出先	警察署・豊中市() 課)・その他()

あて

受注者

所在地

業者名

代表者職氏名

印

担当者氏名

電話番号

不当介入事案結果報告書

契 約 の 名 称	
対 応 日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
対 応 方 法	電話・面談 (場所)・その他 ()
相 手 方	
応 対 者	(職・氏名)
事 案 内 容 及 び 結 果	
参 考 事 項	